

岡山県コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要領

第1 目的

この要領は、県内におけるコインオペレーションクリーニング営業施設の構造設備及び衛生管理並びにその適正な利用方法等の周知に関し、営業者が遵守すべき措置等を定めることにより、コインオペレーションクリーニング営業施設の適切な管理運営を図り、もって公衆衛生の維持及び向上に寄与することを目的とする。

第2 定義

この要領における用語の意味は、次に定めるところによる。

- 1 「コインオペレーションクリーニング営業」とは洗濯機、乾燥機等の洗濯に必要な設備（共同洗濯設備として病院、寄宿舎等の施設内に設置されているものを除く。）を設け、これを公衆に利用させる営業をいう。
- 2 「営業者」とは、コインオペレーションクリーニング営業を営む者をいう。
- 3 「営業施設」とは、営業者がコインオペレーションクリーニング営業を営むために設ける施設をいう。

第3 構造設備等の基準

営業施設の構造設備基準は、次に定めるところによるものとする。

- 1 営業施設は、隔壁等により外部と区分され、かつ、外部から見通しの容易な構造であり、他の営業施設及び居住施設等と区隔されていること。
- 2 営業施設は、設置する洗濯機及び乾燥機の台数並びにこれらに応じた利用者数及び付帯設備を勘案して、利用者の作業等に支障のない広さを有していること。
- 3 営業施設は、採光、照明及び換気を十分に行うことのできる構造であること。
- 4 営業施設は、乾燥機、給湯設備等による燃焼ガス等を戸外へ排出できる構造であること。
- 5 営業施設内の床面及び腰張りは、不浸透性材料を使用し、床面は排水のための適切なこう配及び排水口を有し、清掃を容易に行うことのできる構造であること。
- 6 営業施設内には、流水式手洗い設備を設けること。
- 7 テトラクロロエチレン等の有機溶剤を用いて洗濯する機械（以下「ドライクリーニング用洗濯機」という。）を設置する場合には、密閉式のもので、かつ、廃液等回収又は処理装置つきのものであること。

なお、営業施設内の適正な位置に、全体換気設備又は局所排気設備を設けること。
この場合において、周辺に及ぼす影響についても十分配慮すること。

- 8 営業施設内に便所を設ける場合は、洗濯を行う場所と隔壁等により区隔されていること。

- 9 営業施設内に直接洗濯と関係のない自動販売機等の機器を備える場合は、利用者の洗濯作業に支障がない場所に設けること。
- 10 営業施設内に廃棄物等を入れる専用の容器を備えること。
- 11 水による洗濯する機械（以下「ランドリー用洗濯機」という。）を設置する場合には、60℃以上の温湯が得られる設備を設けることが望ましいこと。
- 12 ランドリー用洗濯機には、洗濯槽を予洗するための予洗装置を設けることが望ましいこと。

第4 衛生管理責任者等

営業者は、営業施設を自ら直接管理できない場合は、各営業施設ごとに衛生管理責任者を定めるものとする。

- 1 営業者又は衛生管理責任者（以下「営業者等」という。）は、当該営業施設に常駐し、又は近隣に所在し、必要があれば直ちに管理の業務ができる者であること。ただし、デジタル技術等を活用し、必要があれば、直ちに当該施設及び設備の管理の業務を行うことができる場合は、この限りでない。
- 2 営業者は、営業者等の氏名及び連絡先を営業施設内の見やすい場所に掲示し、利用者の要請に速やかに対応できるようにすること。
- 3 営業者等は、施設及び設備の衛生確保に必要な措置を講ずるとともに、利用者に対し、第6に掲げる事項に関し、適切な指導助言を行うこと。

第5 衛生上講ずべき措置

営業者等が講じなければならない衛生上必要な措置は次のとおりとする。

- 1 営業施設内は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、衛生上支障のないようにすること。
- 2 営業施設内は、ネズミ、昆虫等が生息しない状態に保持すること。
- 3 営業施設内は、常に排水が良好に行われるよう保持すること。
- 4 営業中の施設は、採光、照明を十分にし、常に適正な照度維持に努めること。
- 5 営業中の施設内は、換気を十分にすること。
- 6 換気設備は、適宜点検及び清掃を行うこと。
- 7 洗濯機、乾燥機等の機械設備は、常に保守点検を行い、正常に作動するように整備しておくこと。
- 8 洗濯機、乾燥機、容器等の洗濯物が接触する部分及び扉のとっ手等の利用者が常に接触する部分は、毎日洗浄し、又は清掃し、適宜、塩素剤等の消毒薬で消毒を行うこと。
- 9 洗濯機の回転翼、乾燥機内のフィルター等は、適宜取り外して、糸くず、汚物等の除去及び洗浄を行うこと。

- 10 洗濯用具及び消毒薬品は、専用の場所又は容器に保管すること。
- 11 乾燥機の乾燥温度を常に点検し、所定の温度維持に努め、事故防止に留意すること。
(適正な乾燥温度は、衣類等の種類及び素材によって異なるが、一般的には 60°C 以上であることが望ましい。)
- 12 ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設については、次の措置を講じること。
 - ア ドライクリーニング用の溶剤は、清浄な有機溶剤を使用し、洗浄効果を保持するため、常に洗剤濃度等を適正に調整すること。
 - イ 溶剤の清浄化のために使用されているフィルター等は、反復使用により、溶剤中に溶出し、又は分散した汚れ、細菌等の吸着・除去能力が低下するので、適宜新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるようにすること。
 - ウ 使用済みのフィルター等有機溶剤を含有するものを廃棄する場合は、専用のふた付き容器に納め、適正に処理すること。
 - エ ドライクリーニング用洗濯機から有機溶剤が漏出することがないように、常に点検整備すること。特に洗濯物の出入口の扉のパッキン部分からの漏出について、十分留意すること。
 - オ 営業中の施設については、気化した有機溶剤の戸外への排出又は回収に努めること。
 - カ 有機溶剤は、必ず密閉容器に入れた上で、専用の保管庫に保管し、施錠しておくとともに、その保管及び取扱いに当たっては、安全衛生に十分留意すること。
- 13 手洗い設備及びランドリー用洗濯機の用水は、清浄なものであること。

第 6 利用方法等の周知

営業者は、営業施設の利用方法等について、次に掲げる事項を営業施設内の見やすい場所に掲示して、利用者に周知させるよう努めなければならない。

- 1 洗濯機、乾燥機、給湯設備等の使用方法等に関すること。
- 2 衣類等洗濯物の種類及び素材に応じた洗濯又は乾燥の可否及び洗濯又は乾燥に当たっての留意等に関すること。
- 3 ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設にあつては、使用有機溶剤の種類、当該有機溶剤の人体に及ぼす作用その他ドライクリーニング用洗濯機の取扱い上の留意等に関すること。
- 4 営業施設の汚染防止に関すること。
- 5 伝染病疾患に罹患した者又はこれに接触した者が着用した衣類等の洗濯の禁止に関すること。
- 6 し尿の付着したおむつ、運動靴、動物の敷物等の洗濯の禁止に関すること。
(これらを専用に洗濯するための洗濯機を設置している場合を除く。)
- 7 その他、営業施設の衛生保持及び安全確保のために利用者に協力要請すべき事項に

関すること。

第7 営業施設の届出等

- 1 営業施設を開設した者は、速やかにその営業施設所在地を所轄する保健所長（以下「保健所長」という。）に別記様式第1号による開設届を提出しなければならない。
- 2 前項の届出事項に変更を生じたとき又は当該営業施設を廃止したときは、速やかに別記様式第2号による変更届又は別記様式第3号による廃止届を保健所長に提出しなければならない。
- 3 保健所長は、別記様式第4号による営業施設台帳を作成しこれを整理保管するものとする。

第8 営業施設の検査

保健所長は、必要があると認めるときは、その職員に営業者の同意を得て、構造設備又は必要な帳簿類等を検査させるものとする。

附則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正前の要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附則

この要領は、令和5年1月18日から施行する。